

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

3272号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座001110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



時代を超えて受け継がれる「富木八朔祭礼」(石川県志賀町)

もくじ

随情	フォーラム	活動
想報		
悪力キから村長へ……	町村かわら版……	令和6年能登半島地震の被災地訪問等を踏まえた緊急要望を実施 ―被災者の生活の早期再建に向けた支援を要請― 森と生きていくための住まい確保 ―人材確保と空き家解消一挙両得を目指して―奈良県黒滝村……
……	千葉県長生村長	……
……	小高 陽一	……
……	(11)	(10) (5) (2)

コラム

能登半島の地震

法政大学名誉教授

岡崎 昌之

年初、しかも元日に能登半島で巨大な地震が発生した。亡くなられた方、被災された方々に、お悔みとお見舞いを申し上げたい。気象庁の推計震度分布図をみると、能登半島全域が震度7から5の激しい地震に襲われたことがはっきりとわかる。

能登半島は日本海側で最大の半島だ。先端の珠洲岬から半島付け根の羽咋市までは、直線で85km、道沿いではゆうに100kmを越える。半島ゆえに急峻な山間部や切り立った海岸沿いに道路が敷かれ、地震直後には土砂崩れや地割れで、42路線87カ所が通行止めとなった。半島北西部の沿岸では海底が4mも隆起し、旧門前町黒島地区では、漁港の海底が露出し、海岸線が240mも沖合に移動した。想像を絶する未曾有のことが起きた。

今回の能登では、三方を海に囲まれた半島で強い地震が起きたことが、救援や復旧をより困難にした。半島の付け根で道路の破損が多発し、それ以上奥に進めない。海上からの接近はそもそも難しい。ましてや津波と海底隆起がそれをより困難なものとした。災害発生当初、ボランティアや救援物資の受け入れを制限したことが議論を呼んだが、東日本大震

災の経験からしても、致し方ないことではなかったが。

能登はかつての日本海流通の主要な中継点であり、金沢や京都、大阪に近く、半島各地に受け継がれてきた伝統文化は目を見張るものがある。今回の地震で大きな被害を受けた旧門前町黒島地区も、北前船による海運で栄え、天領でもあった。船主の屋敷、角海家住宅の蔵には、大量の輪島漆器や長崎から買い付けたギヤマンの食器などが所狭しと所蔵してあった。

夏や秋の祭りには、半島各地の200を越える集落で、高さ10mを越す箱型の灯籠キリコに明かりがとまり、住民がそれをつぎ練り歩く。幾つかの地区では、精緻な彫り物をほどこし、輪島塗で仕上げた巨大な山車もでる。年に一度、キリコをかつぎ、山車を曳くために地元に残る決断をする若者もいる。これらの祭礼を受け継いでいく若者の地域組織は、強い絆で結ばれている。日本の至宝のようなこれらの祭礼と、それを受け継ぐ半島の集落を、何としても維持、存続させたいものだ。キリコの灯を消してはならない。

写真キャプション

能登は「祭りの宝庫」と呼ばれるが、志賀町も例外ではない。同町で受け継がれる祭りの一つ、富来地区の「富木八朔祭礼」は「キリコ祭り」と総称される灯籠神事。年に一度(旧暦の八月朔日)の男神と女神の逢瀬を表現しながら、キリコや神輿が太鼓や鐘に合わせて力強く練り歩く。



▲岸田内閣総理大臣（中央）に要請する吉田会長（左）と矢田石川県町長会長（右）



総理官邸 岸田内閣総理大臣

令和6年能登半島地震の被災地訪問等を踏まえた 緊急要望を実施

―被災者の生活の早期再建に向けた支援を要請―

「令和6年能登半島地震」の発生から約2ヶ月が経過する中、すべての被災者の生活が一日も早く再建できるよう、国によるさらなる支援が必要であることから、吉田隆行会長（広島県坂町長）は2月27日及び28日、岸田文雄内閣総理大臣及び関係省庁、自由民主党に対する緊急要望

活動を行った。

27日の緊急要望活動には、被災地の矢田富郎石川県町長会長（津幡町長）も同行した。

関係省庁及び自由民主党に対する緊急要望活動は1月24日及び25日にも実施したが、今般の緊急要望活動は、吉田会長が2月19日及び20日に被災地を訪問した際に各町長から聴

取した被災町村の現場の課題等を反映させた「令和6年能登半島地震に関する緊急要望」を、改めて岸田内閣総理大臣及び関係省庁、自由民主党に提出し、被災者の生活再建に向けた、国によるさらなる支援を求めするために実施したものである。

緊急要望には、①集落単位での仮設住宅の建設等、被災住民が元の場所での生活を維持できるような特段の配慮、②被災者生活再建支援法に基づく支給額の増額、③住宅再建支援策として検討している新たな交付金制度による公平な支援、④住宅再建の際の地盤改良、擁壁修理及び

ジャッキアップ等の工事に対する財政支援、⑤液化化による地盤被害を受けた宅地に対する熊本地震と同様の財政支援、⑥応援派遣職員やボランティア等の宿泊場所の確保、⑦医療・福祉従事者の確保に係る支援、⑧家屋の改修等により発生する廃棄物の補助対象への追加―等を新たに盛り込んだ。

2月27日には岸田内閣総理大臣のほか、金子恭之自由民主党組織運動部長及び内藤尚志総務事務次官に、翌28日には齊藤鉄夫国土交通大臣、和田信貴国土交通事務次官、三浦靖厚生労働大臣政務官及び国定勇人環境大臣政務官に面会し、被災町村の現場の課題等を直接伝えるとともに、国による万全の支援を求めた。

岸田内閣総理大臣からは、「被災者が一刻も早く故郷に戻り、生活・なりわいを取り戻せるよう、政府としても全力を挙げ、被災地に寄り添って対応する」との発言があった。

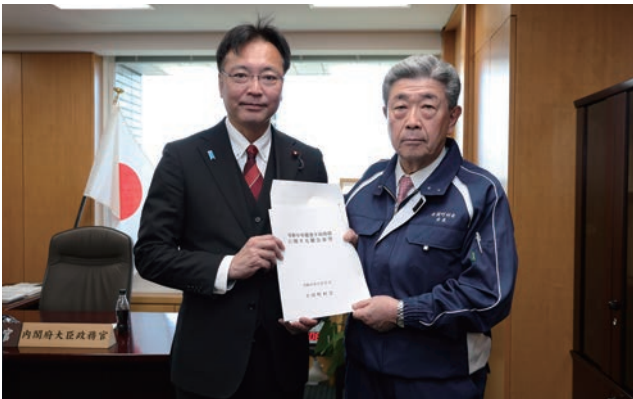
活 動



自由民主党 金子組織運動本部長



国土交通省 齊藤国土交通大臣



環境省 国定環境大臣政務官



厚生労働省 三浦厚生労働大臣政務官



国土交通省 和田国土交通事務次官



総務省 内藤総務事務次官

「今回、能登地方の6市町に限定して支援を拡充したが、皆さまからの声にどう応えていくことができるかを考えていきたい。医療・福祉に関してもさまざまな支援活動を行っているが、ニーズがある限り、しっかりと支えていこうという共通認識を持って取り組んでいる」との発言があった。

国定環境大臣政務官からは、「災害廃棄物の処理については、あらゆる手段を総動員して取り組んでいる。費用についてもさらなる取組をお示ししたいと思っているので、安心してお待ちいただきたい。リ

金子自由民主党組織運動本部長からは、「復旧・復興に向けて、我々も全力で応援させていただく」との発言があった。

齊藤国土交通大臣からは、「今回の液状化被害等に対しては、国土交通省が一体となって取り組んでいく。技術職の不足については、地方整備局が全国から技術者を集めており、市町としっかり連携して対応していく」との発言が、和田国土交通事務次官からは、「吉田会長からお話があった液状化被害への対応についてもしっかりと取り組んでいきたい」との発言があった。

三浦厚生労働大臣政務官からは、

活 動

フォームによる廃棄物の対応については、我々からも内閣府に伝えたい」との発言があった。

内藤総務事務次官からは、「これから特に必要になる技術職員の中長期派遣も含め、地元のニーズをよくお聞きし、復旧・復興が進むように人的支援を調整していきたい。財政的に厳しい市町村が多くあるため、国庫補助の最大限の活用や地財措置の充実等により、安心して復旧・復興に取り組むことができるように措置を講じていきたい」との発言があった。

令和6年能登半島地震に関する緊急要望

令和6年1月1日、能登半島地方を震源地として発生した「令和6年能登半島地震」は、石川県をはじめ新潟県、富山県、福井県の各地に人的・物的に甚大な被害をもたらし、地域住民の生活や地域産業等に多大な影響が生じている。

発災からまもなく2ヶ月が経過するが、被災地では、甚大な住家被害や断水などにより、生活・生業の再建に不安を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされている被災者が今なお多数いるなど、まだまだ厳しい状況にある。

被災町村は、国や都道府県、全国の自治体、事業者、災害ボランティア等の支援・応援を得ながら懸命な復旧・復興作業等に取り組んでいるところであるが、甚大な被害状況に鑑み、すべての被災者の生活が一日も早く再建できるようにするためには、国による更なる支援が不可欠である。

よって、国は、下記の事項について迅速かつ万全の措置を講じること。

記

1. 被災者生活の早期再建

(1) 住宅再建が必要な全ての被災者に対し、みなし仮設を含む仮設住宅の早期建設・確保に向け、全面的な支援を行うこと。

なお、仮設住宅の建設にあたっては、集落単位での建設等、被災住民が元の場所での生活を維持できるように特段の配慮を行うこと。

(2) 自宅の復旧や仮設住宅の建設が完了するまでの間、避難所やホテル・旅館など2次避難所を継続的に確保するとともに、災害関連死を防止するため、2次避難への理解を促進すること。

(3) 被災者生活再建支援法について、対象となる被災世帯を拡大するとともに、支給額を増額すること。

(4) 政府が住宅再建支援策として検討

している新たな交付金制度については、地域に問わず公平な支援を行うこと。

(5) 住宅再建に際し、地盤改良、擁壁修理及びビジャッキアップ等の工事に對する財政支援を行うこと。

(6) 液状化による地盤被害を受けた宅地については、熊本地震と同様の財政支援を行うこと。

(7) 被災地域の状況に応じ、必要な物資の支援を継続するとともに、トイレ等の衛生面の確保など各避難所の環境改善に向けた取組みを引き続き支援すること。

2. 人的支援等の拡充

(1) 被災町村の生活再建や災害復旧のための人的支援を拡充・継続すること。

(2) 復旧・復興にあたる応援派遣職員やボランティア等の宿泊場所を確保すること。

3. 生活インフラの早期復旧

上下水道及び道路・鉄道・空港・港湾・漁港等の生活インフラの早期復旧に全力を挙げることを。

4. 医療・福祉に対する支援

(1) 児童・生徒、高齢者、障害者をはじめとする福祉支援の必要な被災者のための心のケアや福祉避難所の確保を継続すること。

(2) 被災地における医療・福祉サー

ビスを継続するため、医療・福祉従事者の確保に係る支援を行うこと。

5. 災害廃棄物の処理支援

膨大に発生し、災害復旧及び衛生・防災上の支障となる災害廃棄物を早期に処理するため、処理施設の確保及び被災町村の負担費用について必要な財政上の措置を講じること。

また、家屋の改修等により発生する廃棄物についても、補助対象とすること。

6. 地域経済の早期復興

農林水産業関係施設や観光業・伝統産業をはじめとする中小企業等にも甚大な被害が発生し、地域経済への深刻な影響が生じていることから、被災者が一日も早く元の生活を取り戻せるよう地域産業への十分な支援を行うこと。

7. 地方交付税等による財政支援

被災町村の復旧・復興を加速するため、補助制度の創設・拡充や地方負担に對する十分な交付税措置などの財政支援を講じること。

8. 災害に備えた体制整備

災害時に緊急に必要な給水車やトイレトレーラー、トレーラーハウス等については、必要に応じ早急に確保できる体制を平時から整備しておくこと。

フォーラム

特集 未来へつなぐ森林整備等の取組



▲黒滝村風景（赤滝地区）

奈良県 黒滝村

森と生きていくための住まい確保

人材確保と空き家解消

一挙両得を目指して

ポイント

- 空き家が利用可能かどうかを村が見極め、持ち主や地域の区長と直接対話
- 村が15年間借り上げて改修、村営住宅として貸し出す
- 仕事と住まいをセットで提示、希望者を募る
- 地域おこし協力隊を中心に入居が見込まれる方から事前に要望を聞き、貸主、地区の意見も取り入れながら改修

1 黒滝村の概要と背景

奈良県のちよつと真ん中に位置する黒滝村は、500年近い伝統を誇る吉野林業の中心産地の一つでもある山

村です。平均標高490㍎、面積の97%が森林で、その92%は人の手で植えられています。

一方でスーパーマーケットやホームセンター、総合病院などが一通りそろう町まで車で30分もかかりません。便利さゆえに人口流出も急で現在約620人、この20年で実に半減しました。

空き家も増える一方ですが、先祖の墓があるので盆・正月は帰ってくるという方、知らない人に貸すのはためらわれる、という方は少なくありません。また、貸してもいいという家に限って水回りが古すぎたり、雨漏りが始まっていて改修は無理だったりという場合が多いのです。

村では約8年前から人材の育成に力を入れ、林業関連への就業希望者を地域おこし協力隊として採用してきました。黒滝村森林組合で研修を積み、3





▲昔、土間だった所を改めて土間として復活した。(林業従事者住宅・移住定住促進住宅 空き家改修後)和室(畳)であった所をフローリングに変更

年の任期終了後はそのまま組合に作業員として就職する流れができており、ありがたいことに協力隊への応募も途切れず続いています。

そこで立ちちはだからのが住宅の問題です。

すでにある村営住宅(33棟)は常に満室、平地が限られているため適地を確保できず新しく建てるのも困難です。

従来は、空き家バンク等に登録済みで改修不要の住宅や、単身者向け集合住宅などで対応してきましたが、次第に追いつかなくなっていました。移住から数年がたち家族が増えるなど生活の形態の変化に伴い仕方なく転出したリ、移住を検討していた方が諦めたりというケースも出てきていました。

村の中心部でも明かりがつかない家が増え、地域のコミュニティ存続にも黄信号が点灯。このままでは村はますます暗くなる、と危機感はある一方でした。

2 具体的内容

そこで取り組んだのが、森林環境譲与税を活用した林業従事者住宅です。

村が空き家の持ち主と15年契約を結び改修、村営住宅とします。林業従事者ら移住希望者に仕事とセットで提供し、移住・定住者の確保につなげようという試みでした。

最初に、対象となる空き家の条件を

整理しました。

さらに、持ち主が現在苦労している点やどうして貸したくないのかを調べました。

【改修対象となる空き家の条件】

- ・合併浄化槽が設置されている
- ・建物の土台や柱、梁に問題がない
- ・屋根に雨漏り等の問題がない

【持ち主の苦労】

- ・景観を損なわないための草刈りなど、維持に手間・費用がかかる
- ・年齢とともに、村に帰ってくるかと自体が大変になってきた

【持ち主の不安】

- ・入居者は、一斉清掃への参加など地区との付き合いを大事にしてく

れるだろうか

・騒音、ごみ問題などで近所に迷惑をかけるような人が来ないだろうか
ます村職員が実際に住宅の状態を調べ、改修可能と判断すれば持ち主のもとへ足を運びます。維持に苦労している点、貸すことへの不安などを聞き取り、同時にその解消に努めました。

納得してもらえたら、15年間の借り上げを直接契約します。村営住宅にするための改修、村営住宅としての管理はすべて村が担うという内容です。並行して、入居希望者へのヒアリングも進めました。

住居への具体的な希望のほか、村でどんな暮らしがしたいのか、なども聞

奈良県 黒滝村 「林業の村」ならではの取り組み

村の空き家改修 働く×住まい

人口 635人 (令和4年11月1日現在)
面積 47.70 km²
森林面積 44.66 km² (97%)
(内人工林 約92%)

目的
村の中心部でも空き家が増え、明かりが消え、地域がますます暗くなっています。利用可能な空き家を村が借り上げ(15年間)改修し、仕事と住まいをセットで提供することで移住者の増加を図っています。
地域コミュニティが壊れつつある現状、移住者や林業の担い手を集落に受け入れるため、提供できる住まいを確保する体制が必要でした。

概要・事業スキーム
【空き家所有者へ相談】
村が空き家を借り入れ (15年間)
村が移住者及び林業従事者用の空き家を改修し貸し出す

空き家持ち主	村(行政)	住宅借り主
<ul style="list-style-type: none"> ・草刈りや家の管理が大変だ ・空き家を活用して欲しい ・入居者に対しての要望、集落のお付き合いをして欲しいなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・家宅や地域長と相談 ・利用可能な空き家なのか診断 ・15年間借り入れ改修・管理をする ・村営住宅として改修 ・入居者に対しての要望を聞く ・持ち主と関係し借り主に貸し出す など 	<ul style="list-style-type: none"> ・借りたい ・住居及び設備として借りたい ・林業に就く仕事を希望する ・回帰したい ・集落に馴染みたい など

効果・実績

◆ 移住定住促進住宅
空き家改修等推進事業 (R2) 2棟
30年以上空き家であった住宅に灯りが入り、同時に各集落に暮らすようになった人が増え、集落が活性化してきました。
林業従事者等の雇用、空き家改修に付随して、その場所から村全体に活気が広がっています。

◆ 林業従事者住宅
森林環境譲与税 (R3) 2棟
仕事があっても住宅がない状況では、せつ々の人材を募集してしまおう。そこで、仕事と住まいをセットにすることで、林業従事者を確保することができた。
地域のコミュニティが壊れつつある現状の中、移住者や林業の担い手を集落に受け入れることで、地域の活性化にも繋がっている。

創設・工夫した点

- ・村(行政)が持ち主と借り主の間にいることで、借主してもらいやすく集落(交渉)が行えた。
- ・入居される方から、事前にどのような物件を希望し、どのように改修を望んでいるのか、実際の空き家を建ててもらい空き家の改修を行った。同時に大字長と物件や入居者に対する相談等を行った。

▲村の空き家改修住宅募集ポスター

フォーラム

くようにしました。得た情報を地区に
フィードバックし、逆に地区側の思い
などを入居希望者へ伝えるようにしま
した。

こうして最初の2021年度（令和
3年度）は、村のメイン道路沿いで30
年以上空き家になっていた築60年以上
の住宅など2軒を改修。2022年度
（令和4年度）には、さらに2棟が完
成し、地域おこし協力隊4人とその家
族、合計7人の移住を実現できました。

3 苦労した点

すでに空き家になっている家はもち
ろん、今後空き家になりそうな家がな
いか、常にアンテナを張り巡らせるよ
うにしました。しかし、やっと物件が
見つかったも一番大変なのはやはり持
ち主の説得です。

他人に貸す前に仏壇や墓をどうする
かはもちろん、村を出る際に置いたま
まにしていた荷物を片づけなければい
けない点が、持ち主には大きな重荷の
ようでした。

そこで改修が決まった住宅は、大量
の荷物の運び出しや廃棄、ジャングル
のようになっていた庭の手入れも、役
場職員が関わり持ち主とともに取り組
みました。

役場が積極的に関与した結果、いき
なり知らない人に貸すという状況では
なくなりました。また地区の責任者と

も対話を重ねたことで、トラブル発生
時でも集落が見えていく、と思っ
てもらえる状況が生まれました。これ
も持ち主の心理的ハードルを下げるの
に非常に役立つと感じます。

どのように改修するかも工夫を重ね
ました。
多くの貸主が、先祖代々の家をあま
り変えたくないという思いを強く持っ
ています。村としても、吉野林業の村
を形作ってきた古い木造の趣を生かし
たいと考えました。

断熱のため外に面した建具は2重方
ラスのアルミサッシに替えましたが、
室内は古い建具をそのまま利用、台所
を土間風に仕上げた物件もあります。
担当した工務店が古民家改修の経験
を持っており、限られた予算の中で梁
や古い井戸をうまく生かしてくれたこ
ともプラスでした。施工業者の選定も
大切です。

4 反応

4軒のうち2軒は主要な道路沿いの
同じA地区。2世帯3人が相次いで入
居して、日々家に明かりがつくよう
になりました。人の気配が増し、地区内
はもちろん、前を通る他地区の住民に
も安心感が広がっています。

この地区には食堂もありますが、人
口減少とともに元気をなくしかけてい
ました。しかし、移住者や彼らを訪ね



▲空き家改修後



▲空き家改修前



▲「スギイロ市」の様子



▲手づくりの木製屋台で、お出迎え



▲木工集団「スギイロ」（木材加工：地域おこし協力隊）



▲伐採の様子（森林整備：地域おこし協力隊）

地区の草刈りや一斉清掃など高齢化で参加者が減る一方だった行事でも、移住者がパワーを発揮、欠かせない存在になっていきます。



▲手入れされた森林

思いがけないこともありました。1軒は風呂もトイレも改修せず、薪風呂と汲み取りのままになりました。京都方面から移住してきた林業従事者の若者

てくる関係者との交流が増え、彼らが企画するイベント「スギイロ市」の会場にもなるなど、次第に活気が戻ってきています。
「コロナ禍で崩壊しかけていた行事など、コミュニティ機能の回復にもプラスになっています。
吉野林業で栄えてきた村なので、地区ごとに毎冬行う「山の神」は大切な行事です。森林作業員はもちろん林業との関わりが深い木工関連の移住者も、準備段階から積極的に参加。旧住民に喜ばれているのはもちろん、移住者にとっても先輩から村の歴史や山の話を聞ける貴重な機会になっているようです。

が入居したのですが、事前に聞いたところ改修不要との答えが返ってきたためです。
結果、山仕事から帰るとまず一番に薪で風呂を沸かす、という暮らしを満喫されています。改修自由という許可も持ち主から得ており、自分たちで薪ストーブを取り付けるなど楽しみが尽きない様子です。
また移住者のツテでベテラン木工家が来村、そこにも村の職員が関わり空き家を持ち主から直接借りました。自力で改修し「半分移住」を実行したところ、それにひかれてさらに別の木工家が移住を決めるなど、相乗効果が出てきています。

古い家が生まれ変わったのを目にして、持ち主の気持ちにも変化が起きています。
空き家や今後住み手がなくなりそうな物件の調査をさらに進めていきます。同時に、この仕組みをもっと広く知ってもらう必要があります。地域の区長を通じて持ち主に説明し、改修を了解してもらおう努力を続けたいと思います。
村内12地区のあちこちで住宅を改修し、林業従事者ら移住・定住者をもっと呼び込むことを目指しています。実現すれば、コミュニティ機能の復活や地区同士のネットワークの強化、林業・木工の後継者育成も加速していくでしょう。
また空き家を改修する際に、黒滝村で伐採した材を使うことも課題です。黒滝産の杉・ヒノキを活かすことができれば、唯一無二の村営住宅になると考えています。

5 今後の見通し

改修という選択肢が生まれ、取り壊すしかないと思っていた先祖代々の家を維持できるかもしれない、という希望が見え始めたようです。
15年たったら再び貸すのも自分たちで住むのも自由なので、持ち主には「その時には是非、黒滝村に帰ってきてください」と呼びかけています。

フォーラム

6 他の自治体へのアドバイス

まず空き家が利用可能かどうか調査し、改修費がどのくらいかかるのか、契約期間(黒滝村の場合は15年間)内にどれだけ補えるか、シミュレーションすることをおすすめします。

行政が持ち主と借り手の間に入ることで、信頼感が生まれ交渉が容易になります。その際、互いの望んでいる内容をよく聞き、双方に伝えることが大事です。改修に際しても同様です。入居予定者に物件を見てもらい、要望を取り入れながら改修すれば満足度も変わってきます。同時に持ち主・地区側ともコミュニケーションを密にし、改修にも反映しました。

移住希望者に、地域の行事・作業への参加や住民とのつながりの意義・重要性をよく説明しておくことは欠かせません。行政自身が地域のつながりを重視している、と持ち主・地区に知ってもらうことにもなります。

空き家はあるのに家がない、家がないから移住できない——悪循環を解消するため、改修村営住宅の仕組みが生まれました。幸い、移住者が地区にうまく溶け込み、人が人を呼ぶ状況が生まれつつあります。この流れを逃さず、吉野林業の伝統を受け継ぐ人材をさらに増やしていけたらと願っています。

黒滝村役場 林業建設課



▲黒滝村工芸品「吉野杉透かし彫り」



「吉野杉透かし彫り」とは？

吉野杉透かし彫り工芸品は、年輪が緻密で節がなく、凛とした吉野杉ならではの作品です。吉野杉の特性である、年輪がまっすぐで柔らかい夏目と堅く締まった冬目が交互になった柾目(まさめ)板を使用し、特殊な機械と技術によって手作業で丁寧に透かし抜かれ、残された冬目が簾(すだれ)状の線美で表現された美術工芸品です。

車両共済(保険)のご案内

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたすら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

●お見積りのご請求・お申込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください●

株式会社 千里 (取扱代理店)

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●ホームページアドレス <https://www.chisato-ag.co.jp/>

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

(受付時間：祝日、年末年始を除く月～金 午前9時30分～午後5時)

TEL 0120-731-087 FAX 03-3519-7325

- 「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン株式会社とが集団扱契約を締結し、実施しているものです。
- 集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

このご案内は概要を説明したものです。詳細については、取扱代理店(千里)までお問い合わせください。

〈車両保険引受保険会社〉損害保険ジャパン株式会社

[SJ23-05507(2023.8.1作成)]



町村かわら版

産後の母親に配食支援 富士川町方針 おむつ費も補助

山梨県富士川町は新年度から、出産後半年までの母親への配食サービスと、通園していない生後3年までの幼児を対象におむつの購入費用の補助を新たに始める方針を決めた。望月利樹町長が28日の会見で明らかにした。

いずれも町内在住の希望者が対象。配食サービスは、出産から半年までの間、週1回程度、自宅に昼食を届ける。事業費は152万円。年間最大60人ほどの利用を想定している。委託する事業者については調整中という。

おむつの購入費用の補助は、出生の翌月から毎月2千円を支給する方針で、事業費は240万円。町は本年度から町民の保育料の無償化を実施していて、通園していない幼児にも支援を広げるとしている。町は事業費を盛り込んだ総額87億8411万円の2024年度一般会計当初予算案を3月定例町議会に提出する。

望月町長は「これまで支援が行き届いていなかった分野を対象を広げ、切れ目ないサポートをすることで、子育て施策の充実を図る」と話した。

(山梨日日新聞・2024年2月28日)

長野・木曽町、木の産業つくりへ 乗の出る 計画的伐採やカミソリの「フレンド化」 24年度から新事業

長野県木曽町は2024年度、町を一大林業地域にするため「木の産業つくり」事業に乗り出す。町内には樹齢60年を超え、伐期を迎えた森林が多い一方、森林整備が遅れ、担い手不足などの課題を抱えている。町が主体的に関わって計画的伐採を進めるとともに町内産カミソリのフレンド化など価値を高めることで林業を強化する。

町は面積の9割を森林が占め、このうち民有林(町有林を含む)は7割の3万ヘクタール余。民有林で樹齢60年以上のカラマツは7630ヘクタール、ヒノキは2442ヘクタールに上る。一方、森林所有者の高齢化や担い手不足、境界が不明確な森林が目立っている。

木の産業つくり事業では、原久仁男町長が組合長を務める木曽森林組合(木曽町)が24年度、組合職員と町職員が加わる課を新設する。新設課が仲介役となり、同組合など林業事業者と森林所有者が長期森林整備施設委託契約を結び、事業者が間伐、成長した木を伐採する「主伐」、木材の販売、再造林を代行する。

町は24年度、切り出した原木を乾燥させる土場の整備を町営新開で始める。周辺には木材の加工施設などを誘致する計画もある。町建設農林課は「バイオマス燃料や都市部のヒルなど木造建築で木材需要が高まっている今が好機」と意欲を示している。

(信濃毎日新聞・2024年2月23日)

御杖村の民俗芸能「菅野の獅子舞」 後世に継承を 激しい演技で観客魅了、メソバー確保に課題

奈良県御杖村菅野で受け継がれてきた民俗芸能「菅野の獅子舞」。昨年10月、地区

の氏神である四社神社の例大祭で4年ぶりに神前奉納され、一人一組による鈴と御幣、剣などの舞が披露された。先月には県の冬季誘客イベント「奈良ちとせ祝(ほ)く寿(ほ)くまつり2024」に出演。笛や太鼓など強弱をつけた音色に合わせた激しい演技で、観客を魅了した。

同神社の氏子らでつくる菅野獅子舞保存会によると、踊りは隣村の「菅野の獅子舞」(原無形民俗文化財)から習い、少なくとも昭和初期頃より伝わる。「伝統の中にも型にはまらず飽きのこない踊り」を試行錯誤しながら、時代に合わせて変化させてきたという。

一方、少子高齢化や若者の村外転出による保存会メンバーの減少は大きな課題。祝く寿くまつりには村職員や自営業、会社員など19、54歳までの男女11人が出演したが、半分以上が村外在住。イベントへの出演があると、週末などに村内に集まり練習を行っている。

村出身の敷内心優さん(19)は、保存会の現最年少メンバー。高校から村を出て、現在は大阪市内で専門学校に通う。高校時代から練習の度に帰村しているという「優しい仲間と和気あいあいとした雰囲気が好き。いつでも帰れるよう村の近くに就職し、続けていきたい」と話す。

保存会の篠田知紀委員長(52)も村出身で今は三重県名張市に住む。「村には子どもがおらず、若い世代に声をかけているものの、年々メンバーは減少。本当に踊りが好きな人が集まっており、楽しく舞う姿を見てもらうことが獅子舞への興味につながる一歩になる」と、継承に向け、体が動く限り続ける覚悟だ。

(奈良新聞・2024年2月20日)

「パリの町条例」制定へ 島根県美郷町、交流の理念を明文化

インドネシア・バリ島のマス村と友好協

定を結ぶ島根県美郷町が、交流を生かしたまちづくりの理念や目的を明文化した「パリの町条例」を制定する。パリの獨創性にあふれる文化や芸能と、人とのつながりを通じ、町民の創造性と心の豊かさの養成をうたう。27日開会の3月定例町議会条例案を上程可決されれば4月1日に施行する。協定は合併前の旧邑智町が、カヌー博物館の開館イベントでマス村から職人を招き、カヌー製作を実施したのが縁で1993年に締結した。

パリの町条例案は前文と4条で構成する。美郷町とバリ島は地域に根差した文化を築き、人と人のつながりを大切にする価値観が共通すると明示。条例に基づき町民、関係者、来町者が連携して地域活性化を図り「創造性に富んだ心豊かな町」を目指すとした。協定締結日の9月10日を「パリの日」に定める。

関連する2024年度新規事業案では、全国のバリ伝統音楽カムランの愛好者や、バリ島から招いたバリ舞踊の第一人者が出演するフェスティバルを開催。昨夏に協定締結30周年記念事業で町内の中学生をバリ島に派遣したのに続き、24年度からは毎年、中学3年の希望者を派遣する交流事業も実施する。事業費計1100万円を24年度一般会計当初予算案に盛り込んだ。

日本の自治体で、バリ島の自治体と友好協定を結ぶのは美郷町のみ。嘉戸隆町長は「条例で体系的、計画的に取り組める体制を整えたい。バリ島とつながる町を対外的にアピールでき、滞在人口拡大につながる」と期待した。

(山陰中央新報・2024年2月28日)

47行政 https://47gyosei.jp/ 本コーナーの記事は施策立案にも役立つ「47行政ジャーナル」の許諾を受けて掲載しています

随 想

長生村は、令和6年1月1日現在、人口13、515人、房総半島九十九里浜に面し、温暖な気候に恵まれ、年間を通して過ごしやすく、住めば「長生き」笑顔があふれる千葉県唯一の村です。

東京都心からは約60km、県都千葉市からは約30kmの距離にあり、西部から東部にかけて国道128号線とJR外房線が通っており、村内にはJR八積駅があります。千葉駅まで45分、東京駅までは隣の茂原駅から

のは、昭和28年11月、私が生まれた翌年でした。小学生の頃、地域にはたくさん子どもがいて、最年長の親分を筆頭に、みんな仲良く徒党を組んで遊んでいました。

3、4年生になると、1人1本ナイフを持ち歩き、遊び道具を手作り。ゴム鉄砲と呼んだパチンコで青栗や柿を落とし、親分が落とした野鳥を焼いてもらった肉は本当においしかった。夏休み、小川をせき止めて、フナやドショウ、ナマス、たまにウ

は学年一の秀才で、テストでトップを譲ったことがなく、私は一桁をとるのが精一杯。先生からは、「どちらか副会長ではためか」と言われま

したが、当時の彼女との交換日記に「会長になる」と書いた手前、引く訳にはいきません。3つの村が合併してまだ13年。村意識が残るなか、旧一松村でバスケット部の先輩と組む秀才か、旧八積村でサッカー部の先輩と組む私か。残る彼女の住む旧高根村の生徒をどう取り込むかが勝負で

みろ、骨は拾ってやる」が父親の助言でした。おかげで4年を留年し、5年通って中退しました。今でも選挙のリーフレットでは、長生中生徒会長と木更津高専中退は消せません。

東京には何度も行きましたが、人の多さと空気が合わず、20歳になり「成人式を自由に企画して」という大らかな話をいただき、村で暮らす決心をしました。消防団、体育協会でサッカー部を立ち上げ、青少年相談員、体育指導員、PTA会長と、41歳で村議になるまで役を引き受け続け、離婚の危機も何度か。そして村議5期目59歳で村長選、最初で最後のチャンスがやってきました。相手候補は3期を目指す現職で、1期目は当時の議長に勝ち、2期目は保守系議員をダブルスコアで圧勝。「勝てる訳がない」と母親も言うくらい



悪ガキから村長へ

千葉県長生村長

小高陽一

特急で60分、そして成田国際空港まで車で1時間10分と、首都圏や空港への交通便利性にも恵まれた立地条件にあり、「そこそこ田舎、そこそこ都会」なのも自慢の一つです。

夏の風物詩、尼ヶ台総合公園で行われる「ちようせい盆踊り大会」で流れる「長生音頭」では、大物歌手の都はるみさんが「ハワイアメリカお隣同士」と太平洋を望む村を歌っています。

昭和の大合併で長生村が誕生した

ナギを捕まえ、食料のない時代にはこれが子どもにとって大変なご馳走でした。家の手伝いをして10円をもらうと、5円で揚げせんべいや飴玉くじを買ったものです。

物心ついた時から父親が村議会議員をやっており、その七光りで私は悪ガキ。小学4年生から6年生まで担任の教師が厳しく、母親が呼び出されたことも度々。でもそのおかげで中学校ではすっかり改心して、生徒会長にもなりました。選挙の相手

したが、ジョークを交えて笑顔で演説した私が、先輩の票読み通り100票差で当選しました。しかし、この経験が45年後の村長選につながるとは思っていませんでした。

高校は、親から離れて寮生活が魅力の木更津高専へ。1年で先輩から頼まれ寸劇の脚本づくり。この劇が大ウケで脚本家を夢見たこともありましたが、当時社会党の村議をやっていた父親の影響もあり3年生から学生運動の道へ。「やるだけやって

劣勢でしたが、私には少しだけ光が見えていました。現職は革新系で、村政運営に批判も出ており、2人とも八積地区。一松地区は現職が強いが保守系の多い高根地区で頑張ればという、あの中学の選挙と同じです。結果は深夜11時半、57票差で私が当選しました。

以来、3期12年が終わろうとしており、6月30日が4期目の挑戦となります。

災害対策に
役立っています!

災害対策費用保険制度をご活用ください

近年、自然災害が増加し、全国各地で甚大な被害が発生しています。中でも、豪雨災害の発生要因となっている線状降水帯は、今後も多く発生することが予想されています。毎年多くの避難指示等が発令されますが、発令の約9割以上が災害救助法の適用にいたっていません。未適用となり、住民の避難のために発生した費用は、すべて自治体の財源で賄わなければなりません。その財政負担を軽減するのが「災害対策費用保険制度」です。想定外の自然災害が増加する昨今の状況を踏まえ、住民の生命・身体の保護を図るため、ぜひ災害対策費用保険制度をご活用ください。

実際に活用している町村長からは「加入していてよかった」との声が届いています!



梅雨前線に伴う大雨により、避難準備・高齢者等避難開始を発令。消防団員の出動手当や庁舎内・避難所に配置した職員の超過勤務手当などにかかった費用の半額が保険から支払われ、財政上、助かった。保険の請求手続きが、それほど煩雑ではないところも良かった。



保険のおかげで早めに判断できたことにより、地域住民への避難指示の呼びかけがスムーズに行えた。また、消防団の出動手当^(※)も保険対象となることから、迷わず要請できた。

※加入している町村が支出した出動手当が対象



●台風による避難勧告等の具体事例

事故概要

台風10号の接近に伴い、大雨や暴風による人的被害発生可能性があるため「避難勧告」を発令した。避難所を9箇所開設し、583名が避難。

保険金支払

食料・飲料代、毛布のクリーニング代として約106万円、職員の超過勤務手当約366万円の合計約472万円の保険金が支払われた。



避難所の設置費用や飲料水等の供給費用等が対象!

ただし、災害救助法の適用を受けた災害は対象外となります。

※令和6年度より、災害救助法第2条第2項のみの適用を受けた災害は補償対象となります。

●令和5年度加入実績

加入団体数	368団体
加入団体保険料(オプション除く)	329,766,464円
加入団体保険料平均	896,104円

●令和4年度支払実績

支払件数	224件
支払保険金	177,120,543円
支払保険金平均	790,716円

詳細は **zck 費用保険** で検索!

※加入の申し込み、お問い合わせは、お近くの都道府県町村会までご連絡ください。

このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受幹事保険会社

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1
TEL 03-3349-5408 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

取扱代理店

株式会社千里
〒100-0014 東京都永田町 1-11-32 全国町村会館西館内
TEL 03-5512-4750 (受付時間: 平日の午前9時半から午後5時まで)